

第1章 はじめに

1 我が国の社会状況

我が国は、人口減少や超高齢社会の到来により、子育て世帯が安心して子どもを産み、育てられる環境や、高齢者が自立して暮らしていける環境の整備が不可欠となっています。

また、更に厳しい財政状況が予想され、市街地の拡大によって肥大した都市基盤ストックの管理・更新コストや福祉、衛生等にかかる経費などの行政サービスコストを適正化し、将来のまちづくりへの投資につなげていくことも大きな課題です。

こうした中、深刻さを増す地球温暖化問題への対応も含め、市民生活を支える持続可能で活力ある都市づくりや地域づくりを進めることが強く求められています。

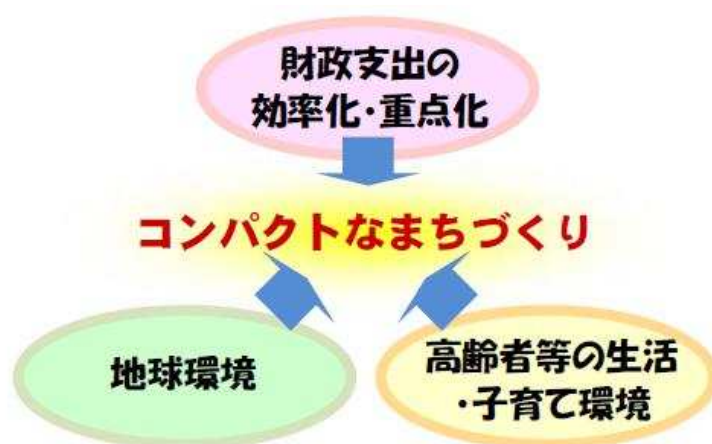


図 1-1 コンパクトなまちづくりの概念図

2 低炭素まちづくり計画の背景

地球温暖化問題は、人類の生存に係わる重要な環境問題の一つであり、温室効果ガスが主な原因となっています。我が国においては、都市の社会経済活動である家庭部門、業務部門（オフィス、商業、病院等）、運輸部門（自動車、鉄道等）に起因する二酸化炭素（以下、「CO₂」という。）排出量は総排出量の約5割を占めています。

利便性や快適性を優先してきたことによる自家用車利用から脱却できないライフスタイル、家電製品の大型化、核家族化による世帯数の増加、都市の進展に伴う緑の減少、建築物や舗装面積の増加などが、都市活動からのCO₂排出量増加の要因の一部としてあげられています。

都市の CO₂ 排出量を抑制するためには、これまで拡大し続けてきた都市を、中心市街地や主要な交通結節点周辺等に集約する「集約型都市構造」へ転換するとともに、自動車利用から公共交通利用への転換を図る「交通・都市構造分野」の取り組み、未利用・再生可能エネルギーの活用などの「エネルギー分野」の取り組みや、緑化の推進による CO₂ 吸収量の増加やヒートアイランド現象の緩和などの「緑分野」の取り組みを実行することが重要とされています。

本市においても、都市活動に起因する CO₂ 排出量を抑制するため、法に基づいた低炭素まちづくり計画を定め、都市の健全な発展を誘導する施策が必要です。

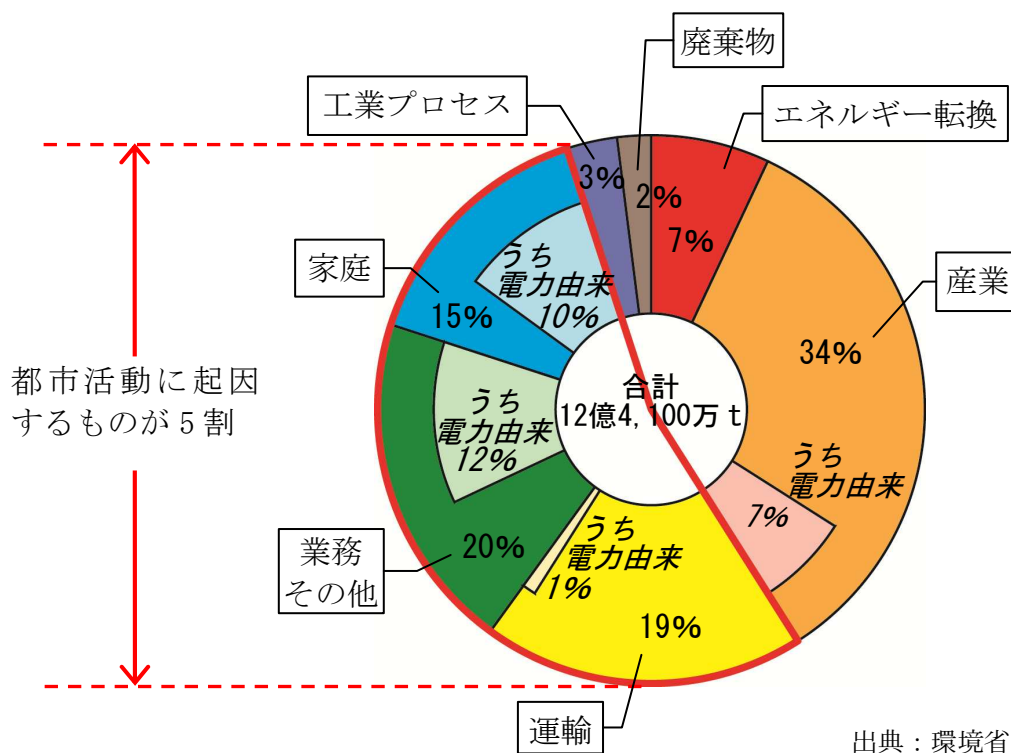


図 1-2 部門別二酸化炭素排出量の内訳 (平成 23 年度)

※産 業 部 門：製造業，建設業・鉱業，農林水産業

工業プロセス部門：セメント，生石灰などの鉱物製品や，アンモニアなどの化学製品を工業的に製造する際に，物理的・化学的プロセスから排出される温室効果ガス

エネルギー転換部門：電気事業者，ガス事業者，熱供給事業者

業 務 部 門：オフィス，飲食業，小売業，病院，宿泊施設，福祉施設，文化施設，学校，公務等